

令和3年（2021年）

第8回大阪狭山市教育委員会
定例会議議事録

令和3年（2021年）8月26日 開催

大阪狭山市教育委員会

第8回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和3年(2021年)8月26日(木)

午前10時 開議

市役所3階 委員会室

出席委員(5名)

竹田	好弘	教育長
山田	順久	教育長職務代理者
田川	宜子	委員
河合	洋次	委員
井上	寿美	委員

出席事務局の職員

山田	裕洋	教育部長
尾島	肇	教育部理事
山本	泰士	こども政策部長
浜口	亮	こども政策部次長兼保育・教育グループ課長
高橋	宏征	教育総務グループ課長
林部	雅司	社会教育グループ課長

書記

中村	圭吾	教育総務グループ主査
御田	青波	教育総務グループ主査

議事日程

開会

教育長報告

議事

- 日程第 1 議案第11号 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第 2 議案第12号 令和4年度市立幼稚園・こども園募集人員の設定について
- 日程第 3 報告第28号 大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第13号 大阪狭山市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則について

閉会

各グループの報告事項

教育部長（山田裕洋）

それでは、定刻になりましたので、教育委員会定例会議のほうを始めさせていただきたいと思いをします。

教育長、よろしくお願ひいたします。

教育長（竹谷好弘）

改めまして、おはようございます。

それでは、ただいまより令和3年第8回の教育委員会定例会議を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

なお、議事録の署名委員は、会議規則によりまして、山田教育長職務代理者と井上委員を指名いたします。

教育長活動報告でございます。

議事日程の1ページめくっていただきまして、7月30日、大阪府都市教育長協議会定例会に出席しております。研修という内容で、ICTの活用状況をテーマとして研修を行っております。

8月2日、タイムリー研修ということでございます。これは毎年全教員を対象にした教育委員会主催の研修というところで、毎年SAYAKAホールで行っておりますけれども、今年はオンライン開催ということで、テーマはコミュニティスクールという内容で研修を行いました。

その他各種会議に参加しておりまして、昨日、8月25日、一番最後の行ですが、校長会を行いまして、2学期直前ということで、いま一度感染症対策の徹底をお願いしたというところでございます。

以上で、主な教育長活動報告の内容でございます。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、早速ですが、議事に移りたいと思いをします。

本日の議案ですが、日程第1、議案第11号、

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

教育総務グループ課長（高橋宏征）

それでは、議案第11号、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

資料は1ページから3ページでございます。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済は、学校管理下における児童生徒等の負傷や疾病などに対し、給付を行うことができる全国一律の共済制度でございます。

当センターより公立義務教育学校の設置者に対し、共済掛金における保護者負担額の設定状況を確認するとともに、共済掛金の徴収に関する規則を整備することについて依頼がありましたことから、去る令和3年第2回の教育委員会定例会議におきまして、現行規則の制定について提案し、承認いただいたところでございます。

この共済制度につきまして、本市では、一般児童生徒は保護者が、準要保護児童生徒は設置者が1人年額460円を、要保護児童生徒は設置者が1人年額20円をそれぞれ掛金としてセンターに支払っておりますが、経済的な理由により要保護児童生徒等の保護者から徴収せずに設置者が負担した場合に限り、センターはその額の2分の1について国から予算の範囲内で補助を受けることができ、その場合は共済掛金の支払いを免除し、既に支払われた掛金から返還される仕組みとなっております。

この返還できる要件といたしまして、設置者が条例規則等により根拠が明らかになる形で共済掛金の保護者負担額を定めておくこととされておりますが、現行規則では、一般児童生徒の460円のみが規定されており、要保護児童生徒

は金額の規定がなく、掛金を免除することができるとだけになっており、この状況では要保護児童生徒分の返還金を受けることができないことから、所要の改正を行うものです。

資料の3ページをご覧ください。

新旧対照表で説明いたします。

第2条第1号にただし書といたしまして、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に該当する児童または生徒について、1人につき年額20円という規定を加えるとともに、ここで生活保護についての詳しい規定をしたことから、第3条第1号につきましては、要保護者に改めることといたしました。

なお、本規則は、公布の日から施行することとしております。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議についてよろしく願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にないようでございますので、本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第1、議案第11号、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済掛金に関する規則の一部を改正する規則については承認されました。

続きまして、日程第2、議案第12号、令和4年度市立幼稚園・こども園募集人員の設定についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

保育・教育グループ課長（浜口 亮）

それでは、議案第12号、令和4年度市立幼稚園・こども園募集人員の設定についてご説明させていただきます。

資料は4ページから5ページとなっております。

市立幼稚園と市立こども園の1号認定子供の募集人員につきましては、条例及び規則で定員の範囲内で年齢ごとに定めることとなっております。

まず、3歳児につきましては、各園とも定員と同数の募集人員を定めることといたします。

次に、4歳児と5歳児につきましては、定員の数から下段の参考表にございます令和3年8月1日現在の各園の3歳児及び4歳児の園児数を差し引いた数を募集人員といたします。

なお、募集要項につきましては、9月1日から各園のほか、ぽっぽえん、UPっぷなど、公共施設へ配布いたします。

また、公開方法につきましては、感染症対策を十分に講じた上で行うこととし、日程につきましては、9月6日の東野幼稚園、7日が半田幼稚園、8日が市立こども園、9日が東幼稚園で実施する予定となっております。

以上、誠に簡単ではございますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

特にないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第2、議案第12号、令和4年度市立幼稚園・こども園募集人員の設定については承認されました。

続きまして、日程第3、報告第28号、大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

保育・教育グループ課長（浜口 亮）

それでは、報告第28号、大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

資料は6ページから16ページでございます。

まず、改正の理由でございますが、デジタル化の推進に伴いまして、子ども・子育て支援新制度における各手続につきまして、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加することを目的に、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める本条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表に基づきご説明させていただきます。

資料の14ページをお願いいたします。

電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定といたしまして、新たに第4章、雑則を加えることとし、まず、第53条第1項におきまして、保育所等の子ども・子育て支援を行う事業者等の業務負担軽減を図る観点から、当該事業者等における書面等の作成、保存等につきまして、電磁的方法による対応も可能とすることといたします。

次に、第2項から16ページの第6項までにおきましては、保育所等を利用する保護者の利便性向上や保育所等の業務負担軽減等の観点から、保護者等への説明のうち、書面等で行うもの及び書面等で行うことが想定されているものにつきまして、電磁的方法による対応も可能とすることといたします。

その他、12ページの第38条、13ページの第42条第1項3号におきましては、所要の規定の整

備を行うことといたします。

最後に、施行期日でございますが、公布の日からといたします。

以上、誠に簡単な説明でございますが、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。
教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

そしたら、利用者の利便性が向上するというふうなことと理解してよろしいでしょうか。

保育・教育グループ課長（浜口 亮）

そのとおりでございます。

教育長（竹谷好弘）

具体的にはどのような利便性の向上が見込めるでしょうか。

保育・教育グループ課長（浜口 亮）

例えば保護者の方に、入所していただく際に重要事項説明書ということで各園のほうに出しております。そういった書面で行う部分につきまして、今回の改正に伴いまして、いわゆる記録媒体で交付させていただくというようなことで、例えばパソコンからメール送信で各園のほうから保護者の方に配信したりとかいうようなことで、今まで書面で行うということが原則とされているものにつきましても、そういった対応が可能になっていくということで、保護者の利便性の向上につながるというふうに考えております。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

そのほか、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第3、報告第28号、大阪狭山市特定教

育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については承認されました。

続きまして、追加議案でございます。

日程第4、議案第13号、大阪狭山市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

社会教育グループ課長（林部雅司）

それでは、議案第13号、大阪狭山市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

資料は、追加議事の議案としてお配りしている資料の1ページから3ページでございます。

大阪狭山市立公民館管理運営規則は、公民館の管理及び運営に当たり、大阪狭山市立公民館設置条例第9条の規定に基づき必要な事項を定めている規則です。

今回の改正は、令和3年8月18日に開催された大阪狭山市新型インフルエンザ等対策本部会議において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として市内公共施設の開館時間が変更されることで、その使用許可に係る時間が制限される場合の未使用時間に相当する枠の使用料を減免または還付することが決定されたため、施策の適切な運用とその手続を進めるに当たり、所要の改正をするものでございます。

お配りしている新旧対照表、3ページをご覧ください。

第14条第3号として使用料を還付することができる場合として、その他委員会が特に還付することが適当と認めるとき、委員会が別に定める額の規定を追加いたしました。

附則といたしましては、この規則は公布の日から施行し、この規則による改正後の大阪狭山市立公民館管理運営規則の規定は、令和3年8月20日から適用するという形になっております。

以上、簡単な説明になりましたが、ご審議よろしく願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等よろしかったでしょうか。

河合委員。

教育委員（河合洋次）

8月20日から適用というのは、何で8月20日にしたのか意味があるんですか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

社会教育グループ課長（林部雅司）

先ほどご説明させてもらった中にありますとおり、大阪狭山市新型インフルエンザ等対策本部会議において、感染症拡大防止として市内公共施設の開館時間が8月20日から1時間短縮されることとなりましたので、それに伴って適用を遡及しているものでございます。

以上になります。

教育長（竹谷好弘）

よろしいでしょうか。

ほかに何かご質問等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第4、議案第13号、大阪狭山市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則については承認されました。

本日の議案は以上でございます。

これをもちまして、本日の教育委員会定例会議を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会教育長職務代理者

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員